

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る 避難確保計画作成の手引き

（神田川外水氾濫・内水氾濫編）

令和4年2月

文京区総務部防災課

平成29年6月に、水防法（昭和24年法律第193号）の一部が改正され、浸水想定区域の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務付けられました。

この手引きは、水防法に基づき作成する、洪水・内水時における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。文京区地域防災計画（文京区水害・土砂災害対策実施要領）に定める各要配慮者利用施設では本手引きを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成してください。

なお、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも構いません。

避難確保計画作成に当たっては、文京区が作成する文京区水害ハザードマップ及び神田川洪水ハザードマップ等で情報の伝達方法や避難所・避難経路等を確認するとともに、ご不明な点については以下にお問合せください。

【問合せ先】

文京区総務部防災課
電話：03-5803-1744

目次

0	計画の構成	1
1	計画の目的	3
2	計画の報告	3
3	計画の適用範囲	4
4	事前休業(休校)の判断	4
5	防災体制	5
5-1	防災体制(洪水の場合)	5
5-2	防災体制(内水の場合)	9
6	情報収集及び伝達	11
7	避難誘導	13
8	避難の確保を図るための施設の整備	16
9	防災教育及び訓練の実施	17
10	自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る。)	17
11	施設周辺の避難経路図	20

「〇〇〇〇（施設名）」における洪水時等の避難確保計画

0 計画の構成

《記載例》

<目次>

- 1 計画の目的
- 2 計画の報告
- 3 計画の適用範囲
- 4 事前休業（休校）の判断
- 5 防災体制
- 6 情報収集及び伝達
- 7 避難誘導
- 8 避難の確保を図るための施設の整備
- 9 防災教育及び訓練の実施
- 10 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）
- 11 施設周辺の避難経路図

《解説及び留意事項》

- 計画の前提となる神田川外水氾濫及び内水氾濫については、文京区水害ハザードマップ及び神田川洪水ハザードマップを参照してください。
〈文京区水害ハザードマップ〉
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/bosai/bousai/Panfu/hazard/hazard>
〈神田川洪水ハザードマップ〉
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/bosai/bousai/Panfu/hazard/kouzui>
- 水防法は、平成27年5月に一部改正され、洪水に係る浸水想定区域の前提を想定し得る最大規模の降雨に拡充するとともに、新たに想定し得る最大規模の浸水想定区域制度が設けられました。また、平成29年6月の改正により、それまで努力義務としていた避難確保計画の作成や訓練の実施が義務づけられました。
- なお、避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）に定められています。
- 令和3年5月に、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の一部が改正され、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対し、必要な助言又は勧告することができる制度を創設したところです。

《水防法施行規則》

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条

法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

1 計画の目的

《記載例》

この計画は、本施設の利用者の（外水・内水）氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、外水氾濫・内水氾濫に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直していくものとする。

《解説及び留意事項》

要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の水防法改正では、文京区地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

2 計画の報告

《記載例》

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を文京区総務部防災課へ報告する。

《解説及び留意事項》

避難確保計画を作成・修正した場合は、「避難確保計画作成（変更）報告書」を添えて、文京区総務部防災課に提出してください。

〈提出物及び提出先〉

提出物

- ・ 避難確保計画作成（変更）報告書
 - ・ 避難確保計画
- 〔 様式1～5
様式6（自衛水防組織を設置する場合のみ提出）

※様式7以降は提出不要です。各施設において適切に管理してください。

提出先

文京区総務部防災課

メール：b103500@city.bunkyo.lg.jp

郵送：〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 総務部防災課 宛

窓口：文京シビックセンター15階北側

3 計画の適用範囲

《記載例》

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や職員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

人 数			
昼間・夜間		休 日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

4 事前休業（休校）の判断について

《記載例》

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合は、臨時休業（休校）とする。

または午前____時の時点で、文京区に以下のいずれかが発令されている場合は、臨時休業（休校）とする。

- 大雨警報又は特別警報
- 洪水警報
- 高潮警報又は特別警報

※開業（開校）時間と利用者の移動にかかる時間も考慮して、休業（休校）の判断をする。

《解説及び留意事項》

- 大型台風の襲来が予想され公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風、大雨、洪水警報等の気象警報等が発表された場合、通所・通院・通学を事前休業とすることが考えられます。ひな形では、上記の文を参考に記載しています。施設の営業時間、利用者の特性等に応じて記載してください。

5 防災体制

5-1 防災体制（洪水の場合）

《記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 大雨・洪水・高潮注意報の発表	気象情報・洪水情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 大雨・洪水・高潮警報の発表	気象情報・洪水情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
	▶ 神田川外水氾濫区域に警戒レベル3「高齢者等避難」の発令	保護者（利用者の家族）等への事前連絡	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 大雨・高潮特別警報の発表 ▶ 神田川外水氾濫区域に警戒レベル4「避難指示」の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述してください。

《解説及び留意事項》

- ▶ 洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載してください。
 - 体制の区分
 - ▶ 体制は、活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。
 - ▶ ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。
 - 体制確立の基準
 - ▶ 避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとしてください。
 - ▶ 体制ごとの確立の基準は、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。

○ 活動内容

- ▶ 洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討してください。
- ▶ その際、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所での実施をお願いします。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討してください。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の職員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

《用語の解説》

- ▶ 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

〈気象庁 警報・注意報発表基準一覧表〉

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index.html

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められておりません。

- ▶ 水位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

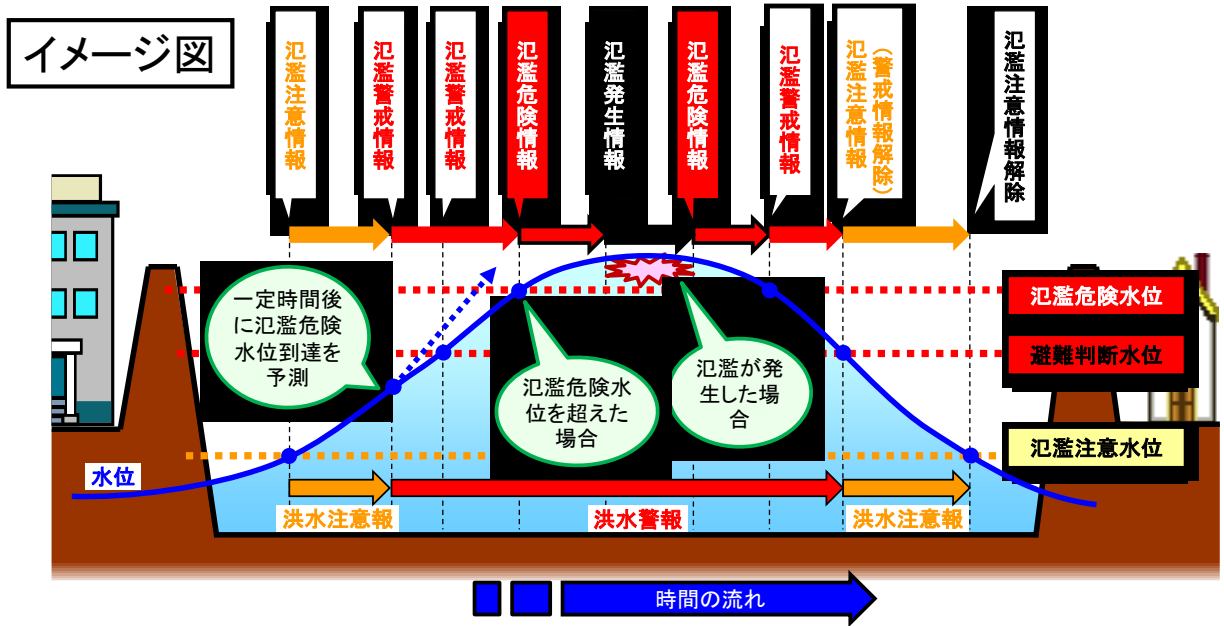
〈文京区水防災監視システム（防災ホームページ）〉

<http://bousaiweb.city.bunkyo.lg.jp/mizubousai/>

〈国土交通省 川の防災情報〉

<http://www.river.go.jp/>

【神田川】		
洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
神田川氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	〈住民・要配慮者〉 氾濫の発生に対する注意を求める段階
【荒川】 ※現在、荒川の洪水により浸水する施設はありません。		
洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
荒川氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	〈住民・要配慮者〉 氾濫の発生に対する注意を求める段階
荒川氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	〈住民・要配慮者〉 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
荒川氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が氾濫危険水位に到達したとき	〈文京区〉 [警戒レベル3 高齢者等避難の発令] 〈住民・要配慮者等〉 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
荒川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	〈文京区〉 [警戒レベル4]避難指示の発令 〈住民・要配慮者等〉 命を守るための緊急的な避難を求める段階



5-2 防災体制（内水の場合）

《記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶大雨・洪水・高潮注意報の発表	気象情報・洪水情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶大雨・洪水・高潮警報の発表 ▶神田川外水氾濫区域に警戒レベル3「高齢者等避難」の発令かつ区内雨量計のいずれか1つが累積100mmを超えた場合	気象情報・洪水情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		保護者（利用者の家族）等への事前連絡	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶大雨・高潮特別警報の発表 ▶神田川外水氾濫区域に警戒レベル4「避難指示」の発令かつ区内雨量計のいずれか1つが累積150mmを超えた場合	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述してください。

《解説及び留意事項》

- ▶ 内水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載してください。
- 体制の区分
 - ▶ 体制は、活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。
 - ▶ ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。
- 体制確立の基準
 - ▶ 体制の確立の基準は、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。
 - ▶ 内水については、浸水が始まるまでの時間が短いことから、避難指示等が発令されない場合を想定して体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとさせていただきます。

○ 活動内容

- ▶ 気象情報等の収集から避難誘導までの内水時における主な活動内容及びその順序について検討してください。
- ▶ その際、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所での実施をお願いします。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討してください。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の職員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準を確認できる。

〈気象庁 警報・注意報発表基準一覧表〉

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/index.html

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

6 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

《記載例》

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報・洪水予報・河川水位	テレビ、ラジオ、文京区防災ホームページ、文京区公式 Twitter・Facebook、文の京安心・防災メール、Lアラート、CATV、防災情報一斉通知アプリ等 ※参考となるウェブサイト ● 文京区水防災監視システム http://bousaiweb.city.bunkyo.lg.jp/mizubousai/ ● 文京区防災気象情報 http://bunkycity.bosaiinfo.jp/pinpoint/index.html ● 気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html ● 東京アメッシュ https://tokyo-ame.jwa.or.jp/
警戒レベル3 「高齢者等避難」	テレビ、ラジオ、文京区ホームページ、文京区公式 Twitter・Facebook、文の京安心・防災メール、Lアラート、CATV、防災情報一斉通知アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災速報等
警戒レベル4 「避難指示」	テレビ、ラジオ、文京区ホームページ、文京区公式 Twitter・Facebook、文の京安心・防災メール、Lアラート、CATV、防災情報一斉通知アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線（放送内容は24時間以内に電話応答システム（0180-993-997）で確認できます）、Yahoo!防災速報等

《解説及び留意事項》

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄してください。
- 水防法第15条第1項第4号口に基づき文京区地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、区から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第2項に基づき水位情報、避難指示等の内容及び避難所の情報等を提供します。
- また、同条第15条の3第1項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員は、水位情報等が提供される文の京安心・防災メールを登録してください。
- 迅速な避難を実現するためには、各種気象情報、洪水予報、避難情報等を常に確認できる体制を整えておく必要があります。区は、文の京安心・防災メールで気象情報や避難情報等を提供しています。

災害情報収集ツールとして登録をお願いいたします。

〈文の京安心・防災メール〉

登録方法

- ①bunkyocity@ji.jo.bosai.infoへ空メールを送信してください。
- ②文の京安心・防災メールから返信メールが届きます。
- ③返信メールに登録フォームのアドレスが記載されているので、アクセスしてください。
- ④登録設定画面が表示されるため必要事項を記入してください。

詳細については、以下のホームページを確認してください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/bosai/bousai/kinkyu/mail.html>

- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行ってください。
- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認をお願いいたします。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなどについても注意してください。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険ですので、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

(2) 情報伝達

《記載例》

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②施設利用者等を避難させる場合は、別紙「緊急連絡先一覧表」及び「緊急連絡網」に基づき、保護者（利用者の家族）等に対し、「〇〇（避難先）に避難する」旨を連絡するとともに、文京区防災課（各施設の所管課）にも同内容をメール（b103500@city.bunkyo.lg.jp）で連絡する。
- ③施設利用者を保護者に引き渡す場合、別紙「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、保護者（利用者の家族）等に対し、引き渡しを開始する。
- ④避難完了後、別紙「緊急連絡先一覧表」及び「緊急連絡網」に基づき、保護者（利用者の家族）等に対し、「〇〇（避難先）に避難する」旨を連絡するとともに、文京区防災課（各施設の所管課）にも同内容をメール（b103500@city.bunkyo.lg.jp）連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の職員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討をお願いします。
- 文京区への連絡については、以下の例に従い、事前に連絡用のひな形メールを作成し、速やかな送付をお願いします。

メール作成例

宛先：〇〇 @city.bunkyo.lg.jp

件名：【〇〇（施設名）】●●（避難先）への避難完了

本文：避難者数：利用者〇名、職員〇名

緊急連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特記事項：△△△△△

7 避難誘導

(1) 避難場所

《記載例》

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、文京区水害ハザードマップに記載されている指定避難所を記載してください。
- 避難先への移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定避難所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」（※1）や「屋内安全確保」（※2）がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましいです。
- ただし、屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、消防機関等との連絡体制の確保、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

- (※1) 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
- (※2) 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(2) 避難経路

《記載例》

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しをするものとする。

《解説及び留意事項》

- 文京区水害ハザードマップ等を参考に安全な避難経路を設定してください。
- 文京区土砂災害ハザードマップ^{**}等も参考に避難経路上の土砂災害警戒区域等の有無を確認し、可能な限り区域内の通行を避けるよう経路を選定することが望ましいです。
 <文京区土砂災害ハザードマップ>
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/bosai/bousai/Panfu/hazard/dosyasaigai>
 <東京都建設局 土砂災害警戒区域等マップ>
<http://www2.sabomap.jp/tokyo/>
- 上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定してください。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。
- 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。

(3) 避難誘導方法

《記載例》

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

立ち退き避難の場合の避難場所

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		m	<input type="checkbox"/> 徒歩
			<input type="checkbox"/> 車両 ____ 台

屋内安全確保を行う場合

	名 称	避難階	移動手段
屋内安全確保		階	

- ・ 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。
- ・ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・ 浸水するおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 車での避難は、浸水箇所では動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましいです。

9 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- ・ 毎年4月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年5月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましいです。
- 研修や訓練には、文京区水害ハザードマップ等の他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できます。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの職員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施してください。
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。

10 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織又は変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を文京区総務部防災課へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

別添1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

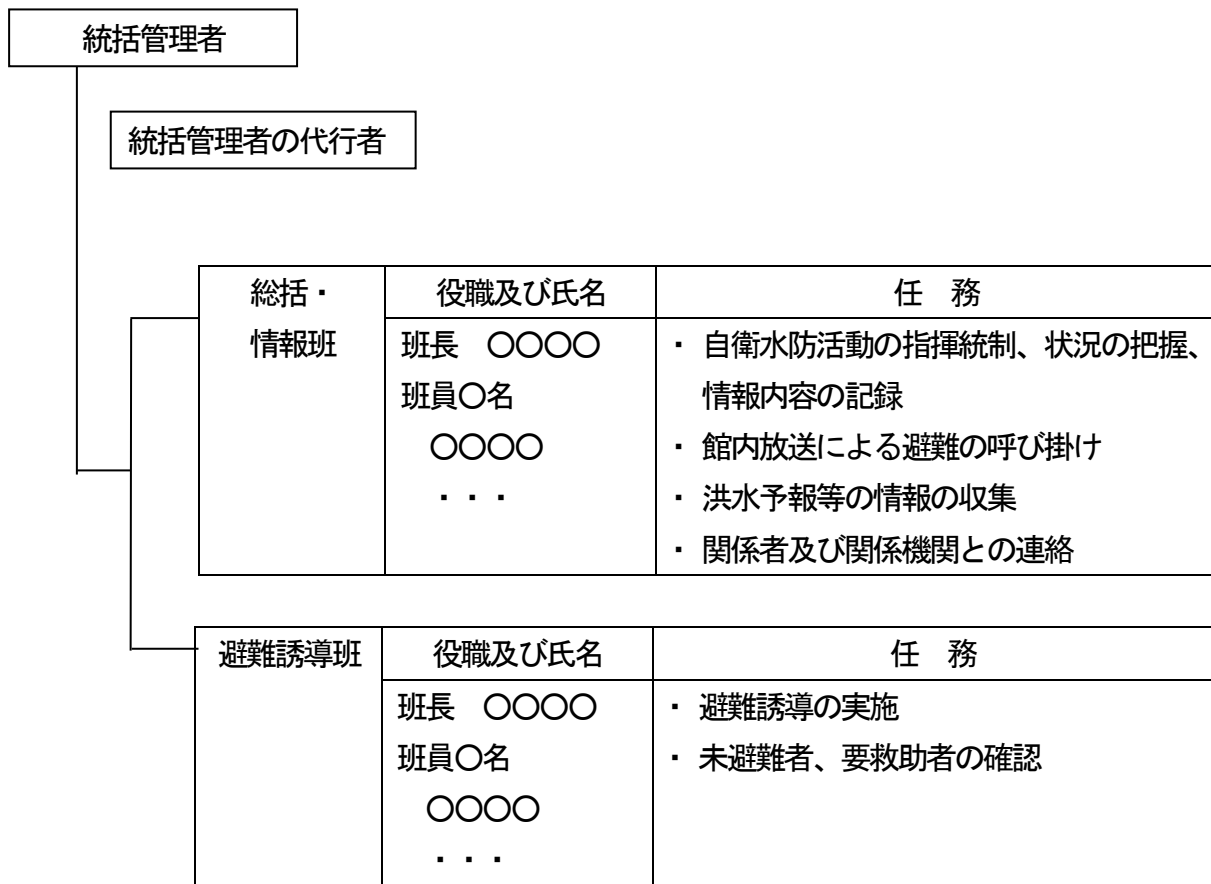
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（職員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（職員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

11 施設周辺の避難経路図

《記載例》

洪水時の避難場所は、「文京区水害ハザードマップ」・「文京区洪水ハザードマップ」の想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図